

平成 25 年 12 月 18 日
豊 島 区

12 月期 区長月例記者会見（協定締結式終了後）

（1）帰宅困難者対策における事業所との協定締結について

（2）その他

池袋駅乗入れ
全4鉄道

百貨店・ホテル等
大規模商業施設

オール池袋方式で17事業所と協定締結

大学・専門学校
教育機関

寺院

～約1万人の居場所確保（一時滞在・一時待機）～

H20

池袋駅周辺混乱防止対策協議会設立

以降毎年帰宅困難者対策訓練を実施

H23

3.11 東日本大震災



買い物客等対策が必要な池袋
駅周辺帰宅困難者数(想定)
約5万3千人
(豊島区帰宅困難者対策計画)

9月 震災対策推進本部設置

「震災対策の強化をめざした当面の方針」策定

帰宅困難者対策を緊急対応プロジェクトに位置付ける

H24

2月 東京都、埼玉県等との合同による大規模訓練実施

3月「総合的な震災対策の推進に向けた基本方針」、

「豊島区帰宅困難者対策計画」策定



11月 災害情報伝達手段多様化実証実験(総務省消防庁)を活用した訓練実施

H25

3月 豊島区防災対策基本条例施行 帰宅困難者対策の明文化

- ①事業者の自助・共助（努力義務）、②帰宅困難者対策の実施
- ③協議会の結成、④協議会等に対する支援、⑤協定による連携の確保

帰宅困難者対策における事業所との協定締結

協定の概要

- 目的 防災対策基本条例に基づく行政と事業所との連携協力による帰宅困難者対策の推進
- 連携協力の主な内容（以下の項目のうち各事業所により1つ以上）
 - ①帰宅困難者の一時滞在施設（または一時待機場所）の提供・運営
 - ②活動拠点運営スタッフなどのマンパワーの提供
 - ③水や食料、毛布等の物資の提供
 - ④活動拠点用資器材や物資を備蓄しておくための倉庫や場所等の提供
 - ⑤災害時要援護者の受入れなど、その他事業者として協力可能な項目
 *各事業所との個別の協定内容については、混乱防止の観点から原則として事前非公開（災害発生時の公表・情報共有）
- 協定締結事業所 17事業所（別紙一覧）
 - *鉄道事業所4、集客施設事業所9、学校3、寺院1
- 費用負担及び損害補償等の取扱い
 - ・帰宅困難者受入れ時に、事業者が供出した水・食料等の費用負担については、災害救助法の規定を参考に区が事業者を支払う
 - ・区の要請に基づく防災業務従事者（事業所従業員）に対する災害補償、及び事業所が責を負わない損害賠償は区が負担する
- 区の支援策等
 - ①ガイドラインの作成、②帰宅困難者用備蓄物資の提供、③非常用電源等の確保 等

駅周辺エリア防災対策協議会への発展的改編、駅周辺安全確保計画の策定（H26）⇒連携事業所のさらなる拡大